

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 5 月 28 日（金）第 212 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（※）（警務課取扱い） 1

## 公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

## 鹿児島県公安委員会規則第19号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（趣旨）

第 1 条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第 6 号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により公安委員会等に係る手続等を行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、鹿児島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律，法律に基づく命令，条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 3 条第 8 号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第 2 条第 6 号に規定する申請等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

（電子情報処理組織による申請等）

第 3 条 情報通信技術活用法第 6 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準

に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
  - (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
  - (3) 警察本部長が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）
  - (4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により当該縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（署名等に代わる措置）

第7条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第3条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

- 2 情報通信技術活用法第7条第4項、同法第9条第3項、情報通信技術利用条例第4条第4項及び同条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定め

るものは、電子署名とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合  
（その他の手続）

第9条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている法令に基づく申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法、情報通信技術活用規則、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。